

## 令和8年度施策立案実務サポート型EBPM研修事業業務委託仕様書

本仕様書は「令和8年度施策立案実務サポート型EBPM研修事業」の委託に関する基本的な仕様を定める。

### 1 業務の名称

令和8年度施策立案実務サポート型EBPM研修事業

### 2 目的

- ・ 本県におけるEBPM（客観的な根拠に基づく施策立案）の推進
- ・ 施策立案を通して庁内におけるEBPMへの認知度・理解の向上及び定着
- ・ 庁内における統計情報等を活用できる人材の育成

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 業務内容

#### （1）施策課題テーマの選定

- ・ 県（統計調査課）が庁内募集を行ったテーマについて、県（統計調査課）と共同でヒアリング等を実施し、施策立案支援を行うものを1～3程度を選定すること。

#### （2）テーマに対する施策立案の支援

- ・ 選定した施策課題テーマに対して、EBPMに基づく施策立案支援を実施すること。
- ・ 施策立案支援に当たっては、分析手法・提案等をわかりやすい形で本県担当者に説明すること。

#### （3）簡易な助言等

- ・ （2）の対象とならなかったテーマについても、いくつかのテーマに対して参考例のような簡易な助言等を実施すること。

〈参考例〉

- ・ 課題整理に向けた方向性の提示
- ・ 仮説設定に関する助言
- ・ 簡易な施策の方向性の提示
- ・ 統計データ等の収集の方向性に関する助言

#### （4）マニュアル等の作成

- ・ EBPMの基礎的な概念や、今回の施策課題テーマにおける一連の分析・提案等の支援の流れについて、マニュアル等を作成すること。

#### （5）成果報告会の実施

- ・ （4）のマニュアル等や本事業の成果を庁内に共有するため、県職員等を対象とした成果報告会を実施すること。

### 5 成果品等の提出

受託者は、業務の進行に応じて、次の①～⑤を提出すること。

- ① 上記4（2）の分析・提案等の施策立案支援に関する資料
- ② 上記4（3）の簡易な助言等に関する資料
- ③ 上記4（4）のEBPMマニュアル等
- ④ 上記4（5）の成果報告会に関する実施計画書

⑤ 委託業務完了報告書

6 その他

- ・ 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- ・ 業務の遂行にあたっては、県と十分な調整を行うこと。
- ・ 業務の遂行にあたり、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。